

治療用眼鏡等への助成について

留萌市では、医師の指示による治療用の眼鏡の購入にかかった費用に対して、補助を行っております。

○対象となる方（※下記全てを満たす方）

- ・ 医師の指示による治療用の眼鏡を購入した方
- ・ 使用者が眼鏡作成時点で8歳以下である方
- ・ 眼鏡を作成した日の翌月から、
2年以内に市役所で下記の手続きした方



○手続きの流れ

- ①医師の指示で治療用眼鏡を作成する。
- ②加入している健康保険を確認し、保険者に対して補助を申請する。
 - ・ 社会保険に加入の場合 : お勤め先などの事務担当者、
または保険者に連絡してください。
 - ・ 国民健康保険に加入の場合 : 留萌市役所市民課までご連絡ください。※なお、申請時の添付書類についてはコピーをとっておいてください。
- ③加入保険者からの入金を確認する。
※入金前の場合は、まだ標記の申請ができませんので、ご注意ください。
- ④申請に必要な、下記の書類を用意する。
 - ・ 医師の指示書（コピー可）
 - ・ 眼鏡の領収書（コピー可）
 - ・ 健康保険からの入金額が確認できる書類（入金時の決定通知書など）
 - ・ 保護者等の振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）
 - ・ 印鑑（シャチハタ不可）
- ⑤留萌市役所市民課窓口にて申請書類に必要事項を記載・押印する。
- ⑥後日、申請された口座に留萌市から入金されます。
※なお、申請されてから、支給決定までにはお時間をいただいております。
入金前にご自宅に通知が届きますので、ご確認ください。

○支給額について

留萌市の支給額 = 眼鏡の購入費用 - 健康保険からの支給額

※但し、支給額には上限があります。

留萌市と健康保険の支給額を合算し、上限 40,492 円です。（令和 6 年時点）

※破損や、度の変更などに伴う作り直しの際の再申請については、
前回の支給から下記の期間経過していることが条件となります。

5歳未満：1年以上 5歳以上：2年以上

本件に対する問い合わせ先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地 市役所1階2番窓口
留萌市役所市民課保険給付係 TEL: 0164-42-1805（課代表）